

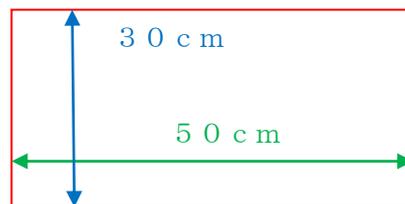
## 問い合わせの多い項目（Q & A）

### Q 小動物の死体（飼養犬、猫等）

A 次の1～4の範囲で処理できます

1. 飼養者の希望により廃棄物（有料）として焼却処理をします。  
遺灰・遺骨の回収はできません。
2. 専用投入口（幅50cm・高さ30cm）を通過する大きさで、長さ60cm以内に限ります。ビニール袋等に入れてください。

専用投入口



3. 生きている小動物は処理しません。
4. 持ち込まれる方は事前に電話でお問い合わせください。  
土曜は原則受付けておりません。